

国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症を定義する根拠法及び引用条文が変更となったことに伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案

国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 2 年 6 月 国立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。